独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	浜松ホトニクス株式会社	コード	6965
提出日	2026/11/27	異動（予定）日	2026/12/18
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	栗原　和枝	社外取締役	○										○					有
2	廣瀬　卓生	社外取締役	○										○					有
3	美濃島　薫	社外取締役	○										○					有
4	木村　隆昭	社外取締役	○										△					有
5	中野　昌治	社外監査役	○										△					有
6	平井　正大	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	栗原和枝氏は、東北大学において名誉教授等を務めております。 当社は、東北大学との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同大学との取引規模は当社の2026年9月期連結売上高の0.1%未満と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	栗原和枝氏は、上記「２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）」のjに該当いたしますが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、東北大学との取引は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
2	廣瀬卓生氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所においてパートナー弁護士を務めております。 当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所との間で法的助言に係る役務提供等の取引関係がありますが、同事務所との取引規模は当社の2026年9月期連結売上高の0.1%未満と僅少であり、また、当該役務提供等は、同事務所の異なる弁護士から提供を受けているため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	廣瀬卓生氏は、上記「２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）」のjに該当いたしますが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、アンダーソン・毛利・友常法律事務所との取引は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
3	美濃島薫氏は、電気通信大学において教授を務めております。 当社は、電気通信大学との間で電子機器の販売等の取引関係がありますが、同大学との取引規模は当社の2026年9月期連結売上高の0.1%未満と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	美濃島薫氏は、上記「２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）」のjに該当いたしますが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、電気通信大学との取引は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
4	木村隆昭氏は、過去にヤマハ発動機株式会社において代表取締役副社長執行役員を務め、その後顧問を務めておりました。 当社は、ヤマハ発動機株式会社との間で電子機器の販売等の取引関係があります。ただし、同氏は同社の顧問を2021年3月に退任していることに加え、同社との取引規模は当社の2026年9月期連結売上高の0.1%未満と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	木村隆昭氏は、上記「２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）」のjに該当いたしますが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、ヤマハ発動機株式会社の顧問を2021年3月に退任していることに加え、同社との取引は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
5	中野昌治氏は、過去に株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）において常務執行役員を務めておりました。 当社及び当社子会社には、株式会社三菱UFJ銀行からの借入金がありますが、同氏は2014年11月に同行を退任しており、また、同行からの借入金は当社の2026年9月期連結総資産の4.9%と僅少であるため、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	中野昌治氏は、上記「２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）」のjに該当しておりましたが、「該当状況についての説明」に記載いたしましたとおり、同氏は2014年11月に株式会社三菱UFJ銀行を退任していることに加え、同行からの借入金は僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。
6		平井正大氏は、上記「２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項（役員の属性）」のa～lのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、独立役員として指定しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。